

広島大学教職員組合執行委員長  
吉田 修 様

広島大学理事（財務・総務担当）  
松ヶ迫 和 峰

## 学長選考に関する要求について（回答）

2014（平成26）年9月8日開催の第78回団体交渉にて要求のありました標記のことについて、学長選考会議から下記のとおり回答がありましたので、お知らせします。

### 記

要求事項1. 今回の選考手続を決定するにあたって、学長選考会議、なかでも学内選出の同会議委員が、大学の役割と責任についてどのように考え、あるいは考えずに結論に至ったかについて、ご回答いただきたい。

要求事項2. 学内選出の同会議委員と組合との間の懇談会をできるだけ速やかに開催いただきたい。

要求事項3. (1) 学長選考会議が意向投票の実施の可否について指針を示すことは、手続き的にも異常であるが、また同時に、(2) 「大学の自主的判断」の学外からの侵害でもある。これらの点についてのご意見を伺いたい。

### 【学長選考会議からの回答】

1. 学長選考会議として、大学の役割と責任についていえば、教育・研究・社会貢献が挙げられ、その機能を最大化することであると考えます。機能最大化のためには、学長が相応の資質・能力を持っていることが必要であり、加えて学長のリーダーシップの強化が必要です。  
そのため、学長に求められる職務、資質、能力の観点から学長選考会議の主体的な判断で学長選考を行うよう改めたものです。  
なお、学長選考会議における学内委員の考え方を問われていますが、発言内容については、委員の自由な発言を保障する観点から、お答えすることはできません。
2. 懇談会の開催については、貴組合から各委員に対して個別に申し込む性格のもので、学長選考会議として開催するものではないと考えます。
3. (1) 「学長選考会議が意向投票の実施の可否について指針を示すこと」について  
学長選考会議は、意向投票の実施に関して、次のとおり決定し、5月20日開催の教育研究評議会に報告しました。
  - ・学長選考会議は意向投票を行わない。
  - ・評議会における学長候補適任者の推薦方法については、評議会に委ねる。これを受け、教育研究評議会においては、6月17日開催の同評議会で学長候補適任者の推薦方法を審議し、第二次選考において選考対象者が4人以上となった場合に限り、教職員による投票（投票有資格者は限定）を実施することが決定されました。  
この審議において、学長選考会議の考え方が示されていますが、これについては5月20日開催の同評議会での報告時における評議員からの質問に対する回答内容であり、あくまで参考として示されているもので、学長選考会議の意向を押しつける意図は全くありません。  
なお、第一次及び第二次選考対象者が少数の場合に、投票を実施しないとするものについての回答は、今回の改正によって評議会が実施する投票は、候補者の人数を絞り込むための手段であって、順位付けをしない（順位を付さずに学長選考会議へ推薦する）ので、候補者が3人以下であれば絞り込む必要がなく、投票を実施する意味はないことを説明したものです。
- (2) 『「大学の自主的判断」の学外からの侵害でもある』について  
学長選考の方法は、国立大学法人法の規定により学長選考会議が決定することとなっています。また、学長選考会議の委員は、同法において役員又は職員以外の経営協議会委員と理事又は部局等の長の評議員の同数をもって構成する会議として規定されており、法的枠組みに沿って構成しているもので、「学外からの侵害」にはあたりません。